

拜啓

先日來、度々申上げてあります通り、當會社龜戸工場綿紡係の廢止により、御息女達には一時御歸國を願ふ事になりました。就きましては、御本人引取の爲、日々多數の父兄が御來社になり、歸國者の數は、既に百五十名餘に達しました。貴殿も、農繁期中甚だ御迷惑の事とは存じますが、御本人の爲、至急御上京の上、一日も速に御引取下さる様御願ひ致します。

折角、上京された父兄の方が、爭議團に遮られて、空しく引返へされた等の噂があり、又、事實、さういふ事も多少はあつたやうですが、其後、警察の御力と、會社の協力とで、今では、完全にお引連が出来ますから、其點は御心配御無用です。又近日中に仲裁者が出て解決するとの噂、宣傳がありますが、最後の根本的解決迄は、會社には、決してそんな考がありませんから、かやうな噂、宣傳に迷はぬやうにして下さい。

尙前回も申上げました通り、此際、御本人引取の爲御上京の御父兄には、御一人分を限り、會社から旅費を差上げます。又御息女が、今、直に御辭職になれば、退職手當、旅費の外、日給二十九日分の特別手當を差上げます。若し又、御本人が待命を御希望になるなら御歸國中、三ヶ月の間は、毎月、一ヶ月に付、日給の三分の一に相當する金額を、二十六日分差上げます。

先は、右至急、御願まで。

追て御着京と同時に、龜戸警察署人事係、若しくは、當會社千葉街道筋事務所へ眞直にお越し下さる方が、間違がなくてよいと思ひます。

昭和五年十月十三日

東京府南葛飾郡龜戸町七丁目五拾番地

東洋モスリン株式會社

父 兄 殿